

香川県報



号外

平成 16 年

7 月 9 日（金曜日）

目次

（●印は、県法規集掲載事項） ページ

規 則

●香川県ふぐの処理等に関する条例施行規則

（生活衛生課）

一

規 則

香川県ふぐの処理等に関する条例施行規則をここに公布する。

平成十六年七月九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第六十九号

香川県ふぐの処理等に関する条例施行規則

目次

- 第一章 総則（第一条―第三条）
- 第二章 ふぐの販売（第四条）
- 第三章 ふぐ処理業（第五条―第十六条）
- 第四章 ふぐ処理師（第十七条―第二十九条）
- 第五章 雑則（第三十条）

附 則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この規則は、香川県ふぐの処理等に関する条例（平成十六年香川県条例第四号。以下「条例」という。）の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

（一般ふぐ及び特別ふぐ）

第二条 条例第二条第一号の規則で定めるふぐは、別表第一の上欄に掲げる種類のふぐで

あつて、日本の沿岸域、日本海、渤海、黄海及び東シナ海で漁獲されたものとする。

2 条例第二条第二号の規則で定めるふぐは、別表第二の上欄に掲げる種類のふぐとする。

（有毒部位）

第三条 条例第二条第三号の規則で定める部位は、一般ふぐにあつては別表第一の上欄に掲げる種類ごとと同表の下欄に掲げる可食部位以外の部位（雌雄同体のものにあつては、生殖巣を含む。）とし、特別ふぐにあつては別表第二の上欄に掲げる種類ごとと同表の下欄に掲げる可食部位以外の部位（雌雄同体のものにあつては、生殖巣を含む。）とする。ただし、塩蔵することができる同号の規則で定める部位は、これらの部位のうち一般ふぐの卵巣及び皮とする。

第二章 ふぐの販売

（表示事項）

第四条 条例第四条第二項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 原料に用いた食用ふぐの種類及び特別ふぐにあつては、その漁獲海域
- 二 食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）別表第三に掲げる食品として販売をする場合にあつては、製造又は加工をした年月日
- 三 前号に掲げる場合以外の場合にあつては、処理を行った年月日並びに処理を行った者の住所及び氏名又は名称

第三章 ふぐ処理業

（登録の申請）

第五条 条例第五条第一項の登録の申請は、ふぐ処理施設の所在地を所管する保健所長（以下「所管保健所長」という。）に行わなければならない。

2 条例第五条第二項の申請書は、ふぐ処理業登録申請書（第一号様式）によるものとし、同項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 ふぐ処理施設の構造を記載した図面
- 二 法人にあつては、その法人の登記簿の謄本

（ふぐ処理業者登録簿）

第六条 条例第五条第三項のふぐ処理業者登録簿は、第二号様式によるものとする。

（登録の更新の申請）

第七条 条例第七条第一項の更新の申請は、ふぐ処理業登録更新申請書（第一号様式）に

より所管保健所長に行わなければならない。

(ふぐ処理業登録証)

第八条 条例第八条第一項のふぐ処理業登録証は、第三号様式によるものとする。

(登録証の再交付の申請)

第九条 条例第八条第三項の登録証の再交付の申請は、ふぐ処理業登録証再交付申請書(第四号様式)により所管保健所長に行わなければならない。

2 ふぐ処理業登録証を汚損し、又は破損したことにより前項の申請をする場合は、当該ふぐ処理業登録証を当該申請書に添付しなければならない。

(登録事項の変更の届出)

第十条 条例第九条第一項の規定による届出書の提出は、所管保健所長に行わなければならない。

2 条例第九条第一項の届出書は、ふぐ処理業登録事項変更届出書(第五号様式)によるものとし、同項の規則で定める書類は、法人に係る条例第五条第二項第一号又は第四号に掲げる事項の変更の場合にあつては、当該変更の事実を証明する書類とする。

(廃止の届出)

第十一条 条例第十条第一項の規定による届出は、ふぐ処理業廃止届出書(第六号様式)により所管保健所長に行わなければならない。

(毒性検査)

第十二条 条例第十二条第二号イの毒性検査は、マウス毒性試験の方法によりロットを形成する製品ごとに行わなければならない。

2 条例第十二条第三号イの毒性検査は、マウス毒性試験の方法により処理を行った月ごとに一回以上行わなければならない。

3 条例第十二条第二号イ及び第三号イの規則で定める基準は、毒力が一グラム当たり十マウス単位以下とする。

(記録事項)

第十三条 条例第十二条第二号ロの規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 有毒部位の塩蔵の原料に用いる一般ふぐ及び当該塩蔵を行う有毒部位の量
- 二 当該塩蔵を開始した年月日及びそれを終えた年月日
- 三 当該塩蔵を終えたもの及びそのうち製品として出荷したものの量

2 条例第十二条第三号ロの規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 有毒部位の除去を行う特別ふぐの量及び仕入先

二 当該除去を行った年月日

三 当該除去を行った特別ふぐ及びそのうち製品として出荷したものの量

四 除去した有毒部位の処分方法

(特別ふぐの有毒部位の除去に関する措置)

第十四条 条例第十二条第三号の規則で定める措置は、別表第三の上欄に掲げる種類ごとに、同表の下欄に掲げる措置とする。

(特別ふぐの有毒部位の除去に関する報告)

第十五条 条例第十二条第三号ハの規定による報告は、毎年四月三十日までに、特別ふぐ処理状況報告書(第七号様式)により所管保健所長に行わなければならない。

(ふぐ処理業者の遵守すべき事項)

第十六条 条例第十二条第四号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 処理を行うことができる食用ふぐ以外のふぐをふぐ処理施設内で発見したときは、直ちにこれを排除し、衛生上の危害が生じない方法により処分すること。

二 処理を行っていない一般ふぐを凍結する場合は、急速凍結の方法により行うこと。

三 処理を行っていない一般ふぐを解凍する場合は、流水等を用いて速やかに行い、解凍したものは、凍結させることなく直ちに処理を行うこと。

四 有毒部位を除去した食用ふぐ及びその除去に使用した包丁、まな板等を十分に洗浄すること。

五 次号に該当する場合を除き、除去した有毒部位を他の食品又は廃棄物と接触させないよう、条例第六条第一項第七号ハに規定する容器に入れて保管し、衛生上の危害が生じない方法により処分すること。

六 除去した有毒部位を塩蔵の原料に用いる場合は、当該有毒部位を他の食品又は廃棄物と接触させないよう、条例第六条第一項第七号ニに規定する容器に入れて保管し、ふぐ処理施設以外の場所に持ち出さないこと。

第四章 ふぐ処理師

(免許の申請)

第十七条 条例第十七条第一項の免許の申請は、保健所長を経由しなければならない。

2 条例第十七条第三項の申請書は、ふぐ処理師免許申請書（第八号様式）によるものとし、同項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 戸籍の謄本若しくは抄本若しくは住民票の写し（戸籍の表示又は本籍のない者及び本籍の明らかでない者についてはその旨を記載したものに限り。）又は外国人登録証明書等の写し

二 視覚若しくは精神の機能の障害又は麻薬、あへん、大麻若しくは覚せい剤の中毒者であるか否かに関する医師の診断書

三 条例第十七条第二項第二号に該当する者にあつては、次条に規定する者であることを証明する書類

（試験に合格した者と同等以上の知識及び技能を有する者）

第十八条 条例第十七条第二項第二号の規則で定める者は、別表第四に掲げる都府県において同条第一項の免許に相当する免許を有する者とする。

（処理を適切に行うことができない者）

第十九条 条例第十八条第二項第一号の規則で定める者は、視覚又は精神の機能の障害により処理を適正に行うに当たつて必要な認知及び判断を適切に行うことができない者とする。

（免許証の再交付の申請）

第二十条 条例第二十条第二項の免許証の再交付の申請は、ふぐ処理師免許証再交付申請書（第九号様式）により保健所長を経由して知事に行わなければならない。

2 ふぐ処理師免許証を汚損し、又は破損したことに前項の申請をする場合は、当該ふぐ処理師免許証を当該申請書に添付しなければならない。

（申請事項の変更の届出）

第二十一条 条例第二十一条第一項の規定による届出書の提出は、保健所長を経由して行わなければならない。

2 条例第二十一条第一項の届出書は、ふぐ処理師免許申請事項変更届出書（第十号様式）によるものとし、同項の規則で定める書類は、条例第十七条第三項第一号（氏名に限る。）又は第二号に掲げる事項の変更の場合にあつては、当該変更の事実を証明する書類とする。

（死亡の届出）

第二十二条 条例第二十二条の規定による届出は、ふぐ処理師死亡届出書（第十一号様式）により保健所長を経由して行わなければならない。

（免許の取消しの申請）

第二十三条 条例第二十三条第一項後段の免許の取消しの申請は、ふぐ処理師免許取消し申請書（第十二号様式）により保健所長を経由して知事に行わなければならない。

（試験）

第二十四条 条例第二十五条の試験（以下「試験」という。）を受けようとする者は、ふぐ処理師試験受験願書（第十三号様式）に次に掲げる書類を添付して、保健所長を経由して知事に提出しなければならない。

一 条例第二十六条各号のいずれかに該当する者であることを証明する書類

二 写真（出願前六月以内に脱帽して正面から上半身を撮影した縦十一センチメートル、横八センチメートルのもので、裏面に氏名及び生年月日を記載したもの）

2 試験は、筆記試験及び実技試験により行う。

3 知事は、試験に合格した者に対し、その旨を通知する。

（試験の公示）

第二十五条 知事は、試験を行うときは、その期日、場所その他試験の実施について必要な事項をあらかじめ公示する。

（試験委員）

第二十六条 試験の問題の作成、採点その他試験の実施に関する事務を行わせるため、ふぐ処理師試験委員（以下「試験委員」という。）を置く。

2 試験委員の数は、五人以上七人以内とする。

3 試験委員は、次に掲げる者のうちから、試験の実施ごとに、知事が任命し、又は委嘱する。

一 県の職員

二 学識経験のある者

（実技試験採点員の委嘱）

第二十七条 試験のうち特に技術的判断を要する実技試験については、知事が適当と認めたる者若干人を、試験の実施ごとに、実技試験採点員として委嘱し、その採点を行わせることができる。

(特別ふぐ処理講習)

第二十八条 条例第二十八条第一項の特別ふぐ処理講習(以下「講習」という。)を受けようとする者は、特別ふぐ処理講習受講申込書(第十四号様式)を保健所長を経由して知事に提出しなければならない。

(修了証の再交付)

第二十九条 講習を修了した者は、条例第二十八条第二項の修了証(以下「修了証」という。)を亡失し、汚損し、又は破損したときは、修了証の再交付を受けることができる。
2 前項の修了証の再交付の申請は、特別ふぐ処理講習修了証再交付申請書(第十五号様式)により保健所長を経由して知事に行わなければならない。
3 修了証を汚損し、又は破損したことにより前項の申請をする場合は、当該修了証を当該申請書に添付しなければならない。

第五章 雑則

(ふぐ衛生監視員)

第三十条 条例第三十条第一項の規定により立入検査又は質問をする職員は、ふぐ衛生監視員と称する。

2 条例第三十条第二項の証票は、ふぐ衛生監視員証(第十六号様式)によるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十六年十月一日から施行する。
(一般ふぐの処理に關し必要な知識及び技能を修得している者)
- 2 条例附則第五項の知事が認める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - 一 知事の指定する者が行う一般ふぐの処理に關する講習を修了した者
 - 二 他の都道府県知事又はその指定する者が行う前号の講習に相当する講習等を修了した者
 - 三 前二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者
(特別ふぐの処理に關し必要な知識及び技能を修得している者)
- 3 条例附則第六項の知事が認める者は、知事の指定する者が行う特別ふぐの処理に關する講習を修了した者とする。
(ふぐ処理業の登録に關する手続の特例)

4 条例第五条第一項の登録の申請をする場合において、条例附則第七項の規定によりふぐ処理師又は講習修了ふぐ処理師とみなされる者(以下「みなしふぐ処理師等」という。)を専任のふぐ処理師としてふぐ処理施設に設置するときは、ふぐ処理業登録申請書にその者に係る条例第五条第二項第五号に掲げる事項(氏名を除く。)を記載することに代えて、その者が第二項又は前項に規定する者であることを証明する書類を当該申請書に添付しなければならない。

5 前項の規定は、条例第九条第一項の規定による届出書の提出をする場合において、みなしふぐ処理師等を新たに専任のふぐ処理師としてふぐ処理施設に設置するときについて準用する。この場合において、前項中「ふぐ処理業登録申請書」とあるのは「ふぐ処理業登録事項変更届出書」と、「当該申請書」とあるのは「当該届出書」と読み替えるものとする。

(香川県事務処理の特例に關する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める規則の一部改正)

6 香川県事務処理の特例に關する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める規則(平成十二年香川県規則第一百七号)の一部を次のように改正する。
別表第二の二の項の次に次のように加える。

<p>二の二 特例条例別表第二の二の二の項の規則で定める書類</p>	<p>香川県ふぐの処理等に関する条例(平成十六年香川県条例第四号。以下この項において「条例」という。)及び香川県ふぐの処理等に関する条例施行規則(平成十六年香川県規則第六十九号。以下この項において「規則」という。)に基づく書類のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 条例第十七条第三項に規定する申請書</p> <p>ロ 条例第二十条第一項に規定する免許証</p> <p>ハ 条例第二十条第二項の規定により再交付をする免許証</p> <p>ニ 条例第二十一条第一項に規定する届出書</p> <p>ホ 条例第二十一条第二項の規定により訂正をした免許証</p> <p>ヘ 条例第二十四条の規定による返納に係る免許証</p> <p>ト 規則第二十条第一項、第二十三条及び第二十九条第二</p>
------------------------------------	---

別表第一（第二条、第三条関係）

種 類	可 食 部 位
くさふぐ	筋肉
こもんふぐ（岩手県越喜来湾及び釜石湾並びに宮城県雄勝湾で漁獲されたものを除く。）	筋肉
ひがんふぐ（岩手県越喜来湾及び釜石湾並びに宮城県雄勝湾で漁獲されたものを除く。）	筋肉
しょうさいふぐ	筋肉 精巢
まふぐ	筋肉 精巢
めふぐ	筋肉 精巢
あかめふぐ	筋肉 精巢
とらふぐ	筋肉 皮 精巢
からす	筋肉 皮 精巢
しまふぐ	筋肉 皮 精巢
ごまふぐ	筋肉 精巢

項に規定する申請書
 ち 規則第二十二條に規定する届出書
 り 規則第二十四條第一項に規定する受験願書
 又 規則第二十八條に規定する受講申込書
 ル 規則第二十九條第一項の規定により再交付をする修了証

種 類	可 食 部 位
かなふぐ	筋肉 皮 精巢
しろさばふぐ	筋肉 皮 精巢
くろさばふぐ	筋肉 皮 精巢
よりとふぐ	筋肉 皮 精巢
さんさいふぐ	筋肉
いしがきふぐ	筋肉 皮 精巢
はりせんぼん	筋肉 皮 精巢
ひとつらはりせんぼん	筋肉 皮 精巢
ねずみふぐ	筋肉 皮 精巢
はこふぐ	筋肉 精巢

備考

- 一 上欄に掲げる種類のうちの二種類の間種の中種にあつては、当該二種類に共通する可食部位をそのふぐの可食部位とする。
- 二 筋肉には骨を、皮にはひれを含む。

別表第二（第二条、第三条関係）

備考

種 類	可 食 部 位
なしふぐ（有明海、橘湾並びに香川県及び岡山県の瀬戸内海域で漁獲されたものに限る。次表において同じ。）	筋肉 精巢（有明海及び橘湾で三月から七月までの間に漁獲されたなしふぐのものに限り、重量が十グラム未満のものを除く。）

- 一 有明海とは、長崎県瀬詰崎から熊本県天神山に至る直線、熊本県染岳から高松山三角点に至る直線、熊本県天草上島恵比須鼻から大矢野岳に至る直線、熊本県三角灯台から中神島を経て三角岳に至る直線及び陸岸によって囲まれた海面のうち、長崎県と佐賀県の境界線が当該海面に隣接する海岸線と交わる点から熊本県と福岡県の境界線が海岸線と交わる点に至る直線より南側の海面をいう。
- 二 橘湾とは、長崎県瀬詰崎から熊本県天神山に至る直線、長崎県脇岬南端から南に樺島に至る直線、樺島南端から熊本県魚貫崎に至る直線及び陸岸によって囲まれた海面をいう。
- 三 香川県及び岡山県の瀬戸内海域とは、愛媛県四国中央市仏崎から愛媛県魚島東端を見通した線、香川県と徳島県の境界線が海岸線と交わる点から兵庫県上島灯台を見通した線及び陸岸によって囲まれた海面のうち、香川県及び岡山県の漁業者が操業することができる海面をいう。
- 四 筋肉には、骨を含む。

別表第三(第十四条関係)

種類	措置
なしぶぐ	<ul style="list-style-type: none"> 一 処理を行っていないものを凍結させないこと。 二 漁獲された日から三日以内に処理を行うこと。

別表第四(第十八条関係)

- 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 静岡県 愛知県 滋賀県 京都府 奈良県
- 鳥取県 山口県 愛媛県 高知県 福岡県 熊本県 宮崎県 鹿児島県

(表面)

香 川 県 証 紙 欄 (消印してはならない。)

ふぐ処理業登録(登録更新)申請書

年 月 日

香川県 保健所長 殿

申請者 住所

氏名

(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

ふぐ処理業の登録(登録の更新)を受けたいので、香川県ふぐの処理等に関する条例第5条第2項(第7条第2項において準用する同条例第5条第2項)の規定により申請します。

ふぐ処理業の区分		一般ふぐ処理業	特別ふぐ処理業
ふぐ処理業を営もうとする者	住 所		
	ふりがな		
	氏名又は名称及び代表者の氏名		
	電 話 番 号		
	代表者以外の役員の氏名 (法人の場合)		
ふぐ処理施設	登 録 番 号	第	号
	所 在 地		
	ふりがな		
	名 称		
	電 話 番 号		

(裏面)

ふぐ処理施設に置かれる専任のふぐ処理師	氏 名	免許の番号	修了証の番号
		第 号	第 号
		第 号	第 号
		第 号	第 号
		第 号	第 号
		第 号	第 号
ふぐ処理業を営もうとする者の欠格事項	1 香川県ふぐの処理等に関する条例第14条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者	有 ・ 無	
	2 ふぐ処理業者で法人であるものが香川県ふぐの処理等に関する条例第14条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にそのふぐ処理業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しない者	有 ・ 無	
	3 香川県ふぐの処理等に関する条例第14条第1項の規定によりふぐ処理業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者	有 ・ 無	
	4 香川県ふぐの処理等に関する条例若しくは食品衛生法又はこれらに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者	有 ・ 無	
	5 法人でその役員のうち1から4までのいずれかに該当する者があるもの	有 ・ 無	

注1 欄内に記載事項のすべてを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。

- 2 ふぐ処理業の区分の欄は、該当するものを○で囲んでください。
- 3 ふぐ処理施設の登録番号の欄は、登録の更新の申請をする場合に記載してください。
- 4 ふぐ処理施設に置かれる専任のふぐ処理師の修了証の番号の欄は、修了証の交付を受けている場合に記載してください。
- 5 ふぐ処理業を営もうとする者の欠格事項の欄は、登録の申請をする場合に該当するものを○で囲んでください。
- 6 登録の申請をする場合は、次の書類を添付してください。
 - (1) ふぐ処理施設の構造を記載した図面
 - (2) 法人にあっては、その法人の登記簿の謄本

第 号

ふ ぐ 処 理 業 登 録 証

住 所

氏名又は名称及び
代表者の氏名

ふぐ処理業の区分

ふぐ処理施設

所 在 地

名 称

登録の有効期間 年 月 日から 年 月 日まで

香川県ふぐの処理等に関する条例第5条第1項の規定により登録を受けた者であることを証明します。

年 月 日

香川県 保健所長

印

香 川 県 証 紙 欄
(消印してはならない。)

ふぐ処理業登録証再交付申請書

年 月 日

香川県 保健所長 殿

申請者 住所
氏名
(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

ふぐ処理業登録証の再交付を受けたいので、香川県ふぐの処理等に関する条例第8条第3項の規定により申請します。

ふぐ処理業の区分		一般ふぐ処理業	特別ふぐ処理業
ふぐ 処理 施設	所 在 地		
	名 称		

注 ふぐ処理業登録証を汚損し、又は破損したことにより申請をする場合は、当該ふぐ処理業登録証を添付してください。

香 川 県 証 紙 欄
(消印してはならない。)

ふぐ処理業登録事項変更届出書

年 月 日

香川県 保健所長 殿

届出者 住所
氏名
(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

ふぐ処理業登録事項に変更があったので、香川県ふぐの処理等に関する条例第9条第1項の規定により届け出ます。

登 録 番 号	第 号
変 更 事 項 (該当する番号を○で 囲んでください。)	1 ふぐ処理業者の住所又は氏名（法人にあっては、その名称若しくは代表者の氏名） 2 ふぐ処理施設の所在地又は名称 3 ふぐ処理施設に置かれる専任のふぐ処理師の氏名又はその者の免許の番号若しくは修了証の番号 4 代表者以外の役員の氏名（法人の場合）
変 更 前	
変 更 後	
変 更 年 月 日	年 月 日

- 注1 欄内に記載事項のすべてを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 2 変更事項1又は2に該当する場合は、ふぐ処理業登録証を添付し、その訂正を受けてください。
 - 3 法人の場合であって、変更事項1又は4に該当するときは、当該変更の事実を証明する書類を添付してください。
 - 4 変更があった日から30日以内に届け出てください。

第6号様式(第11条関係)

(日本工業規格A列4番)

ふぐ処理業廃止届出書

年 月 日

香川県 保健所長 殿

届出者 住所

氏名

香川県ふぐの処理等に関する条例第10条第1項の規定により届け出ます。

登 録 番 号	第 号
届 出 理 由 (該当する番号を○で 囲んでください。)	1 ふぐ処理業者の死亡
	2 ふぐ処理業者の合併による消滅
	3 ふぐ処理業者の破産による解散
	4 ふぐ処理業者の合併及び破産以外の理由による解散
	5 ふぐ処理業の廃止
届出理由発生年月日	年 月 日

注 ふぐ処理業登録証を添付してください。

特別ふぐ処理状況報告書

年 月 日

香川県 保健所長 殿

報告者 住所

氏名

(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

香川県ふぐの処理等に関する条例第12条第3号ハの規定により報告します。

年度	登録番号		第 号		
	ふぐ処理施設の名称				
月	有毒部位の除去を行う特別ふぐの量 (仕入量・kg)	有毒部位の除去を行った特別ふぐの量 (処理量・kg)	うち製品として出荷した特別ふぐの量 (出荷量・kg)	除去した有毒部位の処分の方法	備考
4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
1月					
2月					
3月					
計					
年度末現在においてふぐ処理施設に保管している特別ふぐの量 (保管量・kg)			未処理分	処理済分	

注 当該年度中に行った毒性検査の結果を記載した書類を添付してください。

香 川 県 証 紙 欄
(消印してはならない。)

ふぐ処理師免許申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 住 所
(ふりがな)
氏 名
電 話 番 号

ふぐ処理師の免許を受けたいので、香川県ふぐの処理等に関する条例第17条第3項の規定により申請します。

本籍地都道府県名 又は国籍		
生 年 月 日	年 月 日	
ふぐ処理師試験の 合格番号	第 号	
欠 格 事 項	1 香川県ふぐの処理等に関する条例第23条第1項前段又は第2項(第1号を除く。)の規定により免許の取消しの処分を受けた後1年を経過しない者	有・無
	2 香川県ふぐの処理等に関する条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者	有・無

注1 ふぐ処理師試験の合格番号の欄は、当該試験に合格している場合に記載してください。

2 欠格事項の欄は、該当するものを○で囲んでください。

3 次の書類を添付してください。

- (1) 戸籍の謄本若しくは抄本若しくは住民票の写し(戸籍の表示又は本籍のない者及び本籍の明らかでない者についてはその旨を記載したものに限り。)又は外国人登録証明書の写し
- (2) 視覚若しくは精神の機能の障害又は麻薬、あへん、大麻若しくは覚せい剤の中毒者であるかにかに関する医師の診断書
- (3) 香川県ふぐの処理等に関する条例施行規則別表第4に掲げる都府県においてふぐ処理師免許に相当する免許を有する者にあつては、その旨を証明する書類

香 川 県 証 紙 欄 （消印してはならない。）

ふぐ処理師免許証再交付申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 住所
氏名

ふぐ処理師免許証の再交付を受けたいので、香川県ふぐの処理等に関する条例第20条第2項の規定により申請します。

ふぐ処理師	本籍地都道府県 名又は国籍	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日

注 ふぐ処理師免許証を汚損し、又は破損したことにより申請をする場合は、当該ふぐ処理師免許証を添付してください。

香 川 県 証 紙 欄 (消印してはならない。)

ふぐ処理師免許申請事項変更届出書

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住所
氏名

ふぐ処理師免許申請事項に変更があったので、香川県ふぐの処理等に関する条例第21条第1項の規定により届け出ます。

免 許 の 番 号	第 号
変 更 事 項 (該当する番号を○で 囲んでください。)	1 本籍地都道府県名又は国籍 2 住所 3 氏名
変 更 前	
変 更 後	
変 更 年 月 日	年 月 日

注1 変更事項1又は3に該当する場合は、当該変更の事実を証明する書類を添付するとともに、ふぐ処理師免許証を添付し、その訂正を受けてください。

2 変更があった日から30日以内に届け出てください。

ふぐ処理師死亡届出書

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住所
氏名
ふぐ処理師との続柄
電話番号

ふぐ処理師が死亡したので、香川県ふぐの処理等に関する条例第22条の規定により届け出ます。

ふ ぐ 処 理 師	免許の番号	第 号
	本籍地都道府 県名又は国籍	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
	死亡年月日	年 月 日

注 ふぐ処理師免許証を添付してください。

第12号様式 (第23条関係)

(日本工業規格 A 列 4 番)

ふぐ処理師免許取消し申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 住所
氏名

ふぐ処理師の免許を取り消したいので、香川県ふぐの処理等に関する条例第23条第1項後段の規定により申請します。

免 許 の 番 号	第	号
-----------	---	---

注 ふぐ処理師免許証を添付してください。

香 川 県 証 紙 欄
(消印してはならない。)

ふぐ処理師試験受験願書

年 月 日

香川県知事 殿

受験者 住 所

(ふりがな)

氏 名

生年月日 年 月 日

電話番号

香川県ふぐの処理等に関する条例第25条に規定するふぐ処理師試験を受けたいので、関係書類を添えて出願します。

香 川 県 証 紙 欄
(消印してはならない。)

特別ふぐ処理講習受講申込書

年 月 日

香川県知事 殿

受講申込者 住 所

(ふりがな)

氏 名

ふぐ処理師

免許の番号 第 号

電 話 番 号

香川県ふぐの処理等に関する条例第28条第1項に規定する特別ふぐ処理講習を受けたいので、申し込みます。

特別ふぐ処理講習修了証再交付申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 住所
氏名

特別ふぐ処理講習の修了証の再交付を受けたいので、香川県ふぐの処理等に関する条例施行規則第29条第1項の規定により申請します。

ふぐ 処 理 師	免許の番号	第	号
	氏名		
特別ふぐ処理講習の 受講年月		年	月

注 修了証を汚損し、又は破損したことにより申請をする場合は、当該修了証を添付してください。

第16号様式（第30条関係）

（表面）

8センチメートル

第 号

ふ ぐ 衛 生 監 視 員 証

写 真

所 属
職 名
氏 名
生年月日 年 月 日

7センチメートル

上記の者は、香川県ふぐの処理等に関する条例第30条第1項の職員であることを証明する。

年 月 日

香川県知事 印

（裏面）

香川県ふぐの処理等に関する条例（抜粋）

（報告、立入検査等）

第30条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、ふぐ処理業者、ふぐ処理師その他これらの関係者に対し、その業務に関する報告を求め、又はその職員に、ふぐ処理施設その他の事業所に立ち入り、処理の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

平成十六年七月九日印刷発行

印刷発行所
香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度72%再生紙を使用しています